



Q 従業員が就業後に自宅とは反対方向の場所で交通事故

故に遭いました。会社に未報告のアルバイト先に行く途中のことでした。当社は兼業禁止としています。通勤災害になりますか。

A 二重就業者については、ワーキングシェアリングの推進

△企業における副業解

これ、通勤災害になりますか

禁の動き▽短時間労働者の私的損失として放者の増加▽就業意識の置すべきでないこと変化により、今一などの考え方に基つ後も増加することが見き、2006年4月1日より、複数就業者に

このような中で、①おける事業場間移動に住居から事業場までのついても通勤災害制度移動が労務提供のため対象になりました。に不可欠であると同じ 従って、合理的な経路、方法によるなどのから第2の事業場へ移要件を満たすものであ動についても、第2のれば、兼業禁止規定の事業場への労務提供の有無にかかわらず通勤ための不可欠な行為で災害と認められ、アルあること②第1の事業場 バイト先の労災保険で場から第2の事業場へ 必要な給付が受けられ直接向かう場合には、ます。

一般的に私的行為が介 詳しい通勤災害の認定や補償の内容などに在せず、住居から事業 場までの移動に準じて ついては、最寄りの労働保護の必要性が高い 働基準監督署、鳥取労働局へ問い合わせてください。

は不可避免的に生ずる社会的危険であり、労働